

生活保護法に基づく指定介護機関に関する手続きの見直しについて

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和7年5月に公布され、生活保護法が一部改正となり、令和8年4月1日から、生活保護法に基づく指定介護機関の手続きが変更となります。

①名称等の変更又は廃止・休止・再開の届出

区 分	令和8年3月31日まで (旧)	令和8年4月1日以降 (新)
平成26年7月1日以降に生活保護法に基づく指定を受けた事業所	介護保険法、生活保護法 両方に届出が必要	介護保険法の届出が必要 <u>(生活保護法の届出は不要)</u>
平成26年6月30日までに生活保護法に基づく指定を受けた事業所		

② 指定又は許可の辞退・取消し・効力喪失、事業廃止、効力停止の状態

区 分	令和8年3月31日まで (旧)	令和8年4月1日以降 (新)
平成26年7月1日以降に生活保護法に基づくみなし指定を受けた事業所	介護保険法上の指定の状態が生活保護にも連動(生活保護法への届出は不要)	介護保険法上の指定の状態が生活保護にも連動 <u>(生活保護法への届出は不要)</u>
平成26年6月30日までに生活保護法に基づく指定を受けた事業所	介護保険法、生活保護法 両方に届出が必要	

※注意 (1)、(2)の場合は、令和8年4月1日以降も指定申請書の提出が必要です。

(1)平成26年6月30日までに介護保険法による指定又は許可を受けていた介護機関が、平成26年7月1日以降に生活保護法による指定を受けようとする場合

(2)平成26年7月1日以降申出書を提出していた介護機関が、改めて生活保護法の指定を受けようとする場合